

八尾市可燃ごみ等収集運搬業務委託共通仕様書

八尾市（以下「本市」という。）が委託する八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（以下「本業務」という。）は、八尾市可燃ごみ等収集運搬業務委託契約書（以下「契約書」という。）に定めるもののほか、この仕様書に基づき実施しなければならない。

1 業務名称

八尾市可燃ごみ等収集運搬業務

2 業務実施場所

八尾市内のうち、「6 収集箇所及び収集量」で示す箇所及び「4 業務内容」で示す本市指定の搬入場所等

3 業務期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

ただし、下記項目「17 引き継ぎ及び研修」のとおり、受託者は本市又は前受託者等から引き継ぎを受け、事前研修を実施すること。

4 業務内容

本業務は、八尾市一般廃棄物処理基本計画及び同実施計画に従い、「2 業務実施場所」において、決められた曜日及び時間等に排出されたごみ等（以下「可燃ごみ等」という。）を収集車両により収集を行い、特記仕様書に記載する本市指定の搬入場所に搬入するものである。可燃ごみ等は、本市が指定する袋（以下「指定袋」という。）に入るものを基本とし、対象とする可燃ごみ等の種類、内容及び収集曜日・回数は、特記仕様書のとおりとする。ただし、本市が収集及び処理できないものを除く。

なお、ごみの収集は戸別収集を基本とするが、車両の進入が困難な一部地域については共同の持ち出し場所があること、集合住宅の場合は居住者が通常利用するごみ集積場所での収集となることに留意すること。

また、法令・規則の改廃、本市の一般廃棄物処理基本計画・同実施計画及び八尾市分別収集計画の改定、施設の改変等やむを得ない事情で変更が生じる場合、本市と受託者で速やかに協議を行い、契約の変更・見直し等を行うこととし、受託者はその変更内容等に従って業務内容を変更しなければならない。

5 業務日

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を含む）

ただし、年末年始期間（年末年始各1週間程度）の収集については、本市が別途設定する業務日に本業務を実施すること。

また、地震、台風、降雪等の影響により収集日を振り替える必要がある場合は、本市の指示に従い実施すること。

なお、これらの場合において、業務日数に関わらず業務委託料の変更は行わないこととする。

6 収集箇所及び収集量

特記仕様書によるものとする。

なお、年間の収集箇所数及び収集量の変動に関わらず、業務委託料の変更は行わないこととする。

7 業務従事者

受託者は、本業務の公共的使命を認識し、本業務の実施に支障をきたさないように必要な業務従事者を配置することとし、本業務を開始するまでに「業務従事者に関する届出書」（様式１）により本市へ届出し、本市の承認を得なければならない。

また、届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに同届出書により本市へ届出し、本市の承認を得なければならない。

なお、これらの届出に合わせて、運転業務に従事する者の免許証（表裏）の写しを提出しなければならない。

(1) 業務従事者の要件等

ア 業務従事者（運転手及び収集作業員）として必要な人員については、「4 業務内容」に示す業務を安全かつ適切に実施するための人員数とする。

ただし、使用車両となる機械式ごみ収集車（2 t 又は 3 t 回転式もしくはプレス式）については、積込装置がエンジンの動力で動いていることから、積込作業中には、運転手が運転席を離れないようにしなければならないため、運転手 1 名及び収集作業員 1 名以上とする。（使用車両に作業用補助制動装置が搭載される等、車両メーカーのマニュアル等を遵守の上、本市の承認を得た場合は、同装置を作動の上、運転手が運転席を離れて作業することを可能とする。）

イ 受託者は、本業務を適正に実施するために、業務従事者に本市の分別ルールや排出方法を理解させ、住民との意思疎通が図れる者を必ず配置するとともに、類似業務経験者を配置するよう努めること。

ウ 受託者は、業務従事者の争議、退職、欠勤等に対処できる体制を整えておくこと。

エ 受託者は、本業務に外国人に従事させる場合は、出入国管理及び難民認定法に基づき、当該業務に従事することが認められた在留資格を有していることを、あらかじめ在留カード等により確認すること。万一、不審な点や疑義が生じた場合は、速やかに本市を含む関係機関へ報告・相談等を行うこと。

オ 受託者は、業務従事者の本業務に係るすべての行為に責を負うものとする。

また、本市が本業務の実施に不都合が生じる、あるいは、生じさせたと判断した場合は、業務従事者の交替等の措置を取ること。

(2) 業務責任者の選任

ア 受託者は、本業務の実施にあたり、本業務を適正かつ確実に行うための知識、技術等を有する業務責任者（以下「責任者」という。）を業務従事者の中から 1 名以上選任し、本業務を開始するまでに「業務責任者選任・解任届出書」（様式 2）により本市へ報告し、本市の承認を得なければならない。なお、責任者は受託者と直接の雇用関係にある者（契約社員やアルバイト・パート等は除く）とする。

イ 受託者は、選任された責任者が病気その他の事由により長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、速やかに新たな責任者を選任の上、「業務責任者選任・解任届出書」（様式 2）により本市へ報告し、本市の承認を得なければならない。

ウ 受託者は、責任者が本市と常に連絡の取れる状態にし、緊急時等に直ちに現場や本市に駆けつけられる体制を整えること。

(3) 業務責任者の責務

業務責任者は、次の事項を実施しなければならない。

ア 本業務を適正かつ確実に実施するために、業務内容を十分に理解し、日々の業務管理を適切に行うこと。

また、その目的のために、業務従事者への指導、監督及び教育を適宜行うこと。

イ 本市から指示があった場合は、速やかに本市と連絡・調整等を行うこと。

ウ 交通事故、車両火災、作業事故等の事故（以下「事故等」という。）及び労働災害、苦情等の発生時、緊急時及び非常時に的確な対応を行うこと。

エ 本仕様書等に定める報告事項等について、本市へ適切に報告するとともに、本市の指示に適切に従うこと。

8 使用車両

(1) 本業務に使用する車両は、機械式ごみ収集車（2 t 又は 3 t 回転式もしくはプレス式）とし、下記及び特記仕様書に記載する仕様を満たすものとし、自己の責任で調達しなければならない。

(2) 使用車両は、「使用車両一覧表」（様式 3）により、本市へ報告の上、承認を得なければならない。

(3) 使用車両は、業務期間中、本業務以外に使用してはならない。

(4) 受託者は、事故等の防止のため、業務従事者に出庫前点検を毎日行わせ、これを毎日確認すること。また、整備不良がないよう使用車両を適正に維持管理すること。

(5) 受託者は、全使用車両について清潔を保持し、収集物が汚れないよう、架装荷箱内や荷台の清掃・洗浄を受託者の車庫等にて業務履行後に行うこと。なお、その際、汚水・悪臭等により当該車庫等の周辺環境を悪化させないこと。

(6) 使用車両については、特記仕様書の仕様を満たすドライブレコーダーを設置し、本業務時間中は常時録画すること。

なお、事故及び労働災害や、苦情等への対応のため、本市より録画記録の確認や提出及び保存等の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(7) 使用車両については、受託者の負担において、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入すること。

(8) 受託者は、使用車両が事故等及び故障等によりに使用できない場合は、受託者の責任において直ちに代替車両を確保し、本業務の実施に支障をきたさないようにしなければならない。代替車両の仕様については、原則として使用車両と同等とするが、必要に応じ本市と協議することができる。

なお、代替車両を使用するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。

9 事務所及び使用車両の駐車場所

(1) 受託者は、業務期間中、本業務に係る事務所及び使用車両の駐車場所を本市内に確保すること。

(2) 受託者は本業務を開始するまでに、本業務に係る事務所及び使用車両の駐車場所を「事務所

等届出書」(様式4)により本市へ届け出て、本市の承認を得なければならない。

10 連絡体制

- (1) 受託者は、本市との連絡調整を確実にを行うため、業務日においては、午前8時30分から午後5時15分までの間、本市と必ず連絡が取れるようにするとともに、業務従事者に対し、速やかに指示ができる体制をとること。

なお、この時間については、本市のごみ収集運搬業務の運営上の理由により、事前に通知の上、変更する場合がある。

また、事務所には、電話及び電子メールを送受信できる機器を設置すること。

- (2) 受託者は、上記(1)のほか、緊急時等における連絡先を確保し、本市から連絡があった場合は、必要な対応を行うこと。

11 作業上の指示事項

受託者は、次の作業指示事項に従って、各作業を実施すること。

(1) 人員及び車両

収集箇所及び収集量等を勘案した上で、当日の収集運搬作業を搬入場所の受入時間内に安全に完了させるために必要な人員及び車両を確保すること。

なお、事故等及び搬入場所・時間の変更等緊急時においても迅速に対応できる体制確保に努めること。

また、本市から収集箇所の変更等の指示があった場合は、その指示に従うこと。

(2) 収集運搬作業

ア 午前8時30分以降に収集作業を開始し、当日の午後4時までに搬入場所への搬入が完了するよう努めること。

イ 事故等により収集時間が大幅に変動する場合や搬入場所の受入時間内に収集運搬作業が終了しないおそれがある場合は、速やかに本市へ報告し、指示に従うこと。

ただし、搬入場所の受入時間内に搬入できない場合でも、当日収集予定の可燃ごみ等は、当日中に収集を完了させること。

ウ 地震、台風、降雪等により通常どおりに収集運搬作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、本市へ報告し、指示に従うこと。

エ 上記イ、ウのほか、不測の事態により通常の収集運搬作業が困難になった場合は、本市へ報告し、指示に従うこと。

オ 原則として、収集目的以外は私有地に立ち入らないこと。

カ 駐車車両等により収集ができない場合は、収集ルートに適宜変更して次の収集場所に移動して収集作業を継続し、収集可能となった後に速やかに収集すること。

キ 当日収集予定分の収集、搬入が全て完了している場合であっても、午後5時15分までは、本市からの指示に対応できる体制を整えておくものとし、本市の指示があった場合は速やかに対応すること。

ク 戸別排出のごみを集積する場合は、通行を妨げない、また、近隣の迷惑とならないようにすることとし、集積後は速やかに収集すること。なお、ごみを集積した状態での搬入場所への搬入は、集積したごみを長時間放置することにつながる等から認めない。

(3) 間違いごみ及び収集忘れ等の対応

ア 間違いごみ（曜日間違い、異物混入、ペットボトルの汚れ、指定袋以外での排出等）及び多量排出のごみについては、残置対応し、指定袋等に本市より提供する啓発シールを貼ること。
なお、間違いごみ及び多量排出のごみを残置対応した場合については、本市の指示に従い、適切に対応すること。

イ 残置対応について疑義が生じた場合は、本市に報告し、指示に従うこと。

ウ 残置対応した場合は、午前及び午後の収集運搬作業終了ごとに本市に状況を速報すること。

エ 可燃ごみ等が収集日に適正に排出されていたにもかかわらず、収集を忘れた場合又は収集されていない旨の連絡が市民等からあった場合（排出時間等が確認できない場合を含む。）には、原則として当日中に収集の上、対応結果等を本市に速報すること。

(4) 搬入場所への搬入方法等

受託者は、特記仕様書のとおり、収集車両に積載した可燃ごみ等の搬入場所への搬入作業を適正に実施すること。

なお、本市等が貸与する搬入用のＩＣカードについては、本業務目的以外に使用してはならない。また、各カードを受領、破損、紛失、返却したときは、「ＩＣカードに関する届出書」（様式５）を本市に提出すること。

(5) 安全対策等

ア 収集運搬作業中は、交通法規に従い収集車両を安全運転するとともに、交通マナーの意識を徹底すること。また、積込作業の際も周囲の人や車両等の安全を妨げることをしないよう十分に配慮すること。

イ 収集車両が、収集場所から次の収集場所及び搬入場所へ移動する際には、できる限り幹線道路を通行するものとし、かつ、本市が指示する通行禁止道路は通行しないこと。

ウ 乗車時、発車時、降車時の安全確認

（ア）乗降車は、収集車両が完全に停車した後、運転手の合図により行い、飛び乗り乗車及び飛び降り降車はしないこと。

（イ）ドアを開ける際は、他の車両や自転車、歩行者等とぶつからないように前後左右の安全を確認することとし、乗降車後はドアを確実に閉めること。

（ウ）運転手は、ドアが完全に閉まった後、同乗者と協力して前後左右の安全を確認してから収集車両を発車させること。

エ 収集作業員は、不用意に収集車両の前や道路の中央に出ないこと。

オ 収集車両でのごみの運搬中は、積載物の飛散・落下防止対策を講じること。

なお、積載物が飛散・落下したときは速やかに回収の上、清掃を行うこと。

カ 収集車両の設備外乗車は行わないこと。

キ ごみの設備外積載は行わないこと。

ク 収集車両をバック誘導する際は、運転手がサイドミラーから確認できる安全な位置に立ち、収集作業員により収集車両が完全に停止するまで確実に行うこと。

なお、誘導中に他の車両や自転車、歩行者等が来た場合は、一旦収集車両を止め、相手を優先させ、安全を確認後に再誘導すること。

ケ 収集車両への積込作業は、収集車両を完全に停車させてから必ず収集作業員が行うこと

とし、排出者等収集作業員以外の者に絶対に直接ごみを投入させないこと。

また、収集作業員以外の者が投入口に近づかないよう注意すること。

コ 可燃ごみ等を収集車両に積み込む際には、ガラスやプラスチック、油脂類などは飛び散ることを想定し、塀、駐車車両、植栽等周辺の物を傷つけないよう細心の注意を払うこと。

サ 積込作業や猫・カラス等の被害により、ごみが飛散及び散乱した場合は、ほうき、ちりとり等を使用してきれいに清掃すること。

シ カラス除けのネットやかご、集積箱等が設置されている場合は、市民の財産であることを踏まえ、丁寧に扱うとともに、近隣の迷惑とならないよう取扱いに注意を払うこと。

ス 過積載は行わないこと。

セ 幅員の狭い道路では、特に屋根や塀などに接触しないよう、収集作業員が誘導のうえ、ゆっくり走行すること。

ソ 使用車両のテールゲートカバーについては、積み込み作業が連続し、頻繁に乗降する場合を除いて閉めること。

タ その他、事故等及び労働災害の防止のために必要な安全対策を行うこと。

(6) その他

ア 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように配慮すること。

イ マンション等の集積場所に立ち入るために、本市が施設管理者から預かった鍵やリモコン（以下「鍵等」という。）を貸与することがあるので、鍵等を貸与された場合は、丁寧に扱うとともに厳重に管理すること。

また、本市の指示に従い、適宜返却すること。

なお、鍵等を受領、破損、紛失、返却した場合は、速やかに「鍵等に関する届出書」（様式6）を本市に提出することとし、破損及び紛失により本市が施設管理者等に当該損失について賠償する場合、受託者はその賠償額を負担しなければならない。

ウ 収集した可燃ごみ等を自ら使用し、又は、他人に売買若しくは譲渡してはならない。

エ ごみの中から現金、金券類、有価証券、貴金属等を発見した場合について、可燃ごみ等を積み込む前で排出者が特定できる場合は、速やかに本市に報告するとともに、排出者に連絡し、返還すること。

また、積み込んだ後で排出者が特定できない場合は、速やかに所轄警察署に届け出るとともに、「拾得物警察届出報告書」（様式7）により本市に報告すること。

なお、本業務の作業中に発見し、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、本市に帰属する。

オ 業務従事者に休憩を取得させる場合であっても、車両を道路上、商業施設の駐車場等に長時間の駐停車をさせないこと。

また、当該場所では、その公共性に鑑み喫煙しないこと。

カ 市民から、誤って必要な物をごみと一緒に排出してしまった等の連絡を受けた場合、搬入前であれば車両の荷箱を展開して積載物確認に協力する等、できる限り対応すること。

なお、荷箱を展開する場合は、本市に報告し、本市の指定する場所で展開すること。

キ 本業務の実施により収集した可燃ごみ等と他のごみを混載してはならない。

なお、本市が展開検査を実施する場合は、誠意をもって協力すること。

12 市民対応等

- (1) 受託者は、本業務の公共性を十分に認識し、常に本市の業務を請け負っていることを自覚し、言葉づかい・態度等において市民の信頼を損なわないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に関して、いかなる理由があっても市民等から金品その他のものを収受してはならない。
- (3) 受託者は、市民等から本業務の実施に関して意見、苦情等を受けた場合は、受託者自ら誠意を持って対応すること。

また、自ら判断することが難しい場合は、直ちに本市へ状況を報告し、本市の指示に従うこと。

なお、「18 報告事項等」のとおり本市に報告すること。

13 災害発生時の対応

- (1) 受託者は、地震災害や風水害等の災害発生時の緊急事態（以下「緊急事態」という。）において、通常の収集業務を変更する必要があるときは、本市の指示に従い、収集運搬作業を行うこと。
- (2) 緊急事態における災害廃棄物の発生量に応じて、本市が特に必要と認めるときは、特別に収集運搬作業の実施を指示することができるものとし、受託者は、正当な理由がある場合を除くほか、これを拒むことはできない。

なお、この場合の業務委託料等については、本市が別に定めるものとする。

- (3) 受託者は、緊急事態であっても業務従事者を臨時招集できる体制を確保すること。

14 関係法令の遵守

本業務の実施にあたっては、次の法令等を遵守しなければならない。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- ・八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- ・八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則
- ・道路交通法
- ・道路運送車両法
- ・道路法
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・労働災害補償保険法その他関連法
- ・出入国管理及び難民認定法
- ・その他関係法令、条例等

15 安全衛生管理等

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたって、労働関係法令、廃棄物処理関係法令、交通関係法令、その他関係法令等を遵守して適切に労働安全衛生対策を講じること。
- (2) 受託者は、本業務を実施するにあたって、常に安全運転・安全作業に留意し、本市と同様に「事故ゼロ」を目標に、事故等及び労働災害の防止に努めること。
- (3) 受託者は、運転手として本業務に従事する者に対して、業務従事前、運転免許証を携帯していること、免許停止・取消し等の処分を受けていないこと及び業務従事前後に、アルコール検知器を使用して酒気帯びの状態でないことを確認しなければならない。
なお、業務従事前後の酒気帯びの確認内容を記録のうえ、その記録を1年間保存すること。
- (4) 受託者は、業務従事者に対して、業務従事前、健康状態を確認するとともに、業務従事時にも健康状態に留意し、業務遂行に支障があると判断される場合には、本業務に従事させないこと。
- (5) 受託者は、事故等及び労働災害の防止のため、毎日出庫前に、業務従事者に稼働車両の点検、安全作業の打合せ、準備体操などの出庫前準備をさせること。
- (6) 帰着後は、業務従事者に使用した車両の清掃や点検を行わせること。
また、稼働した車両ごとに当日収集予定の可燃ごみ等について収集結果（未収集、残置、収集忘れ等の対応を含む。）を確認し、必要事項を記録させること。
- (7) 受託者は、事故等及び労働災害が発生した場合は、適切に対応するとともに、過失割合に関わらず、関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。
- (8) 受託者は、運転手として本業務に従事する者が交通事故を発生させた場合は、受託者自らの責任により、当事者に事故者研修を受講させるなど、再発防止に努めること。
また、受託者は、運転手として本業務に従事する者が、繰り返し交通事故を発生させるなど、運転手としての適性に欠くと認めた場合は、その者を運転手として本業務に従事させてはならない。
- (9) 受託者は、業務従事者が収集運搬作業に従事する時には、常に長袖・長ズボンで清潔かつ本業務の受託者としてふさわしい作業服を着用させること。
また、作業帽、保護メガネ、手袋、安全靴等を業務従事者の安全対策上必要に応じて着用させること。
なお、作業服及び作業帽は受託者内で統一のもの、かつ、作業服は受託者名を表示させるものとし、事前に本市の承認を得なければならない。
- (10) 受託者は、業務従事者に、収集運搬作業中及び使用車内での禁煙を徹底させること。
- (11) 受託者は、熱中症対策として、暑さ指数（WBGT）の監視、作業の管理、十分な水分・塩分補給、発症時の手順や体制整備等を適切に行うこと。また、感染症の感染防止対策の実施等、本業務の継続に必要な対応に努めること。

16 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたって、契約書の個人情報の保護に関する規定を遵守すること。
- (2) 本業務を通じて取得した個人情報について、特に慎重な取り扱いをすること。
- (3) 本市の指示があった場合を除き、一切の個人情報のファクシミリや電子メールによる転送を禁止する。

17 引き継ぎ及び研修

- (1) 受託者は、本業務の開始日から直ちに適正かつ確実に本業務を実施できるよう、契約日から業務期間開始日までに、本市又は前受託者等から引き継ぎを受けるとともに業務従事者に対して十分な事前研修を行い、本業務の実施に必要な知識及び技能を習得させること。
- (2) 受託者は、適正かつ確実に本業務を実施し、かつ事故等及び労働災害を防止するために、業務従事者に対し、次の項目について十分な研修を行ったうえで本業務に従事させること。
また、本市の指示がある場合は、業務従事者に研修を行うこと。
なお、実施内容について「研修実施報告書」(様式8)により本市に報告しなければならない。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に関すること
 - イ 本市の一般廃棄物の処理に関すること
 - ウ 安全運転に関すること
 - エ 安全作業に関すること
 - オ 収集運搬作業の内容に関すること
 - カ 市民対応に関すること
 - キ 個人情報の保護に関すること
 - ク その他本業務の実施に必要な事項に関すること
- (3) 上記(1)及び(2)の実施にあたっては、受託者の負担と責任において行うものとする。

18 報告事項等

- (1) 受託者は、業務日1日ごとに「可燃ごみ等収集運搬業務 作業日報」(様式9)を作成し、翌業務日までに本市に提出しなければならない。また、業務日の前日までに、委託者に電子メールで当該業務日における業務従事者及び使用車両を報告すること。
- (2) 受託者は、1月ごとに「可燃ごみ等収集運搬業務 作業月報」(様式10)を作成し、当該月の業務完了届とともに翌月5日(3月の本業務については、3月末日)までに本市に提出しなければならない。
なお、本市は、当該提出書類、上記(1)の書類及びその他提出書類による検査を行うものとし、検査に合格したときは、受託者は、契約書の規定に従い部分払いを請求することができる。
- (3) 受託者は、事故等、労働災害、市民等とのトラブル、個人情報漏えい、その他不測の事態が発生した場合は、直ちに本市へ状況を報告しなければならない。
また、処理顛末等について、次のいずれかの所定様式により報告書を提出しなければならない。
ただし、報告書の作成において適当な所定様式がない場合は、受託者の任意様式とする。
 - ア 「市民等からの意見・要望等報告書」(様式11)
 - イ 「自動車事故等報告書」(様式12)
 - ウ 「作業事故報告書」(様式13)
 - エ 「個人情報漏えい等事故報告書」(様式14)
 - オ 「法令違反報告書」(様式15)
- (4) 受託者は、上記(1)から(3)のほか、本市が本業務の実施状況等について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

19 環境負荷の低減に関する事項

- (1) 受託者は本業務の実施において、本市の取り組みに準じ、環境負荷の低減に努めなければならない。
- (2) 車両については、低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用し、運転においても、急発進・空ふかしなどをせず、環境に配慮した走行に心がけなければならない。
- (3) 長時間停車する際や車両を離れる際はエンジンを止める等、不要なアイドリングはしないこと。

20 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって、本市の施策に協力しなければならない。
- (2) 契約日から令和9年3月31日までの間は準備期間とし、その期間に係るすべての費用は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務に関係する書類等について、適正に保管すること。
- (4) 本業務委託終了後、同様の業務の受託者が交代する場合、受託者は、本市の指示に従い、次期受託者が適切に業務遂行できるよう、速やかに本業務の引き継ぎを開始し、契約満了日まで誠実に本業務の引き継ぎを行うとともに、次期受託者に対する研修等に協力すること。
- (5) 本市が業務の効率化等を目的として、運行管理システム等を導入した場合、その運用については、本市の指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定める様式は、追加・変更する場合がある。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、定めのある事項の変更及び疑義の生じた事項については、別途協議するものとする。